

令和4年8月25日

令和4年度第5回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年8月25日（木）

午後1時30分開会～午後3時18分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第5条の規定による許可申請の取下額について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第29号 大崎市空き家に付属した農地の指定について

4. 出席委員(26名)

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
3番 武 田 俊 美 委員	4番 佐 藤 裕 之 委員
5番 齋 藤 真理子 委員	6番 佐々木 正 彦 委員
7番 布 塚 幸 子 委員	8番 鈴 木 淳 也 委員
9番 菅 原 ひろみ 委員	10番 横 山 藏 人 委員
11番 中 鉢 守 委員	12番 渋 谷 裕 子 委員
13番 高 橋 英理子 委員	14番 佐々木 俊 通 委員
15番 下 山 信 行 委員	16番 只 埜 和 臣 委員
17番 菅 原 まり子 委員	18番 高 橋 順 子 委員
19番 中 條 泰 洋 委員	20番 菅 原 清 一 委員
21番 小野寺 正 晃 委員	22番 鈴 木 至 委員
23番 佐々木 涉 委員	24番 齋 藤 浩 義 委員
25番 熊 谷 安 正 委員	26番 佐々木 政 直 委員

5. 欠席委員(なし)

6. 遅刻委員(なし)

7. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

8. 出席職員

事務局長 千 葉 晃 一 事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 真 田 賢 一 主幹兼係長 北 浦 邦 之

再任主査 門 間 道 浩 主査 堀 越 拓 磨

事務所長 佐々木 賢 主幹兼係長 大 沼 淳 子

主事 千 葉 悠 太 主事 大 森 彬

午後 1 時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和4年度第5回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

[挨拶]

事務局（真田賢一事務局長補佐）

続きまして、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者はございません。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第5回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。25番熊谷安正委員、1番小関芳樹委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号157番から172番までの16か件のうち、番号162番から170番までの9か件は、議案第27号番号144番から149番までの6か件とそれぞれ関連することから、この9か件を議案第27号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第25号番号157番から番号172番までの16か件のう

ち、議案第 27 号で併せて審議する番号 162 番から 170 番までの 9 か件を除いた 157 番から 161 番までと、番号 171 番、172 番を合わせた 7 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 25 号番号 157 番から 161 番までと、番号 171 番、172 番を合わせた 7 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18 番委員。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。参考までに番号 171 番について、譲受人の方の年齢を伺います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

昭和 49 年生まれの 48 歳です。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいですか。

18 番（高橋順子委員）

承知いたしました。ありがとうございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。159 番、160 番について質問いたします。新規参入となっておりますが、肥育牛を生産しているのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

農地所有適格法人の届出をいただいております。肥育牛と繁殖牛との記載があります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員，よろしいですか。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。今回の売買にかかる許可申請の面積が下限面積の 30 アールを少し超えていますが，経営規模をこれから拡大する意向となっているのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

届出には初年度の売上高を 7,500 万円，2 年目に 8,000 万円，3 年目に 8,500 万円ということで，今後拡大していくとの計画であります。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員，よろしいですか。

22 番（鈴木至委員委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 25 号番号 157 番から 172 番までの 16 件のうち，議案第 27 号で併せて審議する番号 162 番から 170 番までの 9 件を除いた 7 件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 25 号番号 157 番から 172 番までの 16 件のうち，議案第 27 号で併せて審議する番号 162 番から 170 番までの 9 件を除いた 7 件について，許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 26 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について，番号 6 番 1 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。昨日 8 月 24 日、2 番委員、5 番委員、7 番委員、10 番委員、11 番委員、13 番委員の 6 名と、事務局 2 名で現地調査していただきましたので、現地調査報告いたします。番号 6 番を 10 番委員、報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 6 番を報告します。転用目的は駐車場です。宅地に囲まれた農地で、現在は畑として利用されておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものです。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策を自然浸透で処理するということが問題がないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で、現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 26 号番号 6 番 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 26 号番号 6 番 1 案件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 26 号番号 6 番 1 案件について意見相当と認め、県に申達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 27 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 121 番から 153 番までの 33 案件と、関連する議案第 25 号番号 162 番から 170 番までの 9 案件について併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査報告いたします。番号 121 番と番号 122 番を 10 番委員、報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 121 番を報告します。転用目的は貸し駐車場を設置するものです。申請地の管理状況は、少し雑草が生えていました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものです。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策を自然浸透で処理するということで問題がないと見てまいりました。以上です。

続きまして、番号 122 番を報告します。転用目的は居宅 1 棟を建築するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた農地でした。申請地の管理状況は、除草管理されてきました。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺農地への影響について、生活排水対策は、浄化槽を設置するとのことで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 123 番と 124 番を 7 番委員、報告をお願いいたします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号 123 番を報告いたします。転用目的は、居宅 1 棟と駐車場 2 台分を設置するものです。申請地は道路より高い位置にありまして、周囲は、西側に道路を挟んで水田、その他三方は宅地です。申請地の管理状況は、耕起されておりました。申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、三方が宅地で、

西側の水田は市道を挟んでおりますので、直接的な影響はないものと見てまいりました。なお、雨水排水対策は、西側の市道沿いの側溝に流すとのことです。また、生活排水対策は、公共下水道に接続するとのことです。

次に、番号 124 番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 5 区画となります。申請地周辺の状況は、四方が宅地となっております。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は、雨水ますを設置し既存の水路へ流すとのことです。生活排水対策は公共下水道へ接続するとのことです。また、土砂流出対策は、土盛りした後にフェンス等を設置するとのことで、周辺への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 125 番を 10 番委員，報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。転用目的はアパート 1 棟，駐車場を設置するものです。申請地の周辺は宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は，既に砂利が敷かれており，駐車場として利用されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。生活排水対策は公共下水道に接続するとのことで，周辺への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 126 番を 7 番委員，報告をお願いいたします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号 126 番について，報告いたします。転用目的は，自動車販売店舗建設用地を造成するものです。申請地の周辺は，東側が宅地，西側が田，南側が宅地，北側が田となっております。申請地の管理状況は，草が繁茂しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，雨水排水対策が防災調整池を設置して東側の側溝へ流すとのことです。なお，土砂流出対策は安定勾配をつけて，土盛りをするとのことで問題ないも

のを見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 127 番，128 番を 2 番委員，報告をお願いいたします。

2 番（櫻井正幸委員）

2 番です。番号 127 番を報告します。転用目的は，宅地分譲 7 区画，位置指定道路などとして利用するものです。申請地の周囲は，宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は，少しだけ雑草が生えておりました。申請地の農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用できるものと見てきました。雨水排水対策は，北側に側溝を設けるとのことで，周辺への影響はないものと見てきました。以上です。

次に，番号 128 番を報告します。転用目的は，居宅 1 棟，作業場 1 棟，駐車場 3 台分を設置するものです。申請地は，住宅と接した段差のある農地で，周囲は，東側が雑種地，南側が原野，西側が宅地，北側が宅地です。申請地の管理状況は，野菜が少し栽培されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てきました。申請地周辺の農地への影響ですが，周囲に農地がないので，影響はありません。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 129 番から 131 番と番号 132 番を 7 番委員，報告をお願いいたします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号 129 番から 131 番までを報告します。転用目的は，建売住宅 4 棟，駐車場 12 台分，位置指定道路と専用道路を設置するものです。申請地の周囲は，東側が宅地，西側が田，南側が宅地，北側が宅地となっております。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，おおむね 300 メートル以内に鉄道の駅が存在する第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については，雨水排水対策として既存の側溝に流すとのことです。また，生活排水対策は浄化槽を設置するとのことです。土砂流出対策は土盛りのうえ，土留め擁壁を設置するとのことで問題ないものと見てまいりました。

続いて，番号 132 番について報告します。転用目的は，宅地分譲 2 区画，専

用道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地に囲まれており、管理状況は、耕起されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響につきましては、雨水排水対策が北側道路の側溝へ流すとのことです。また、土砂流出対策は土盛りをして、土留め擁壁を設置するとのことで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 133 番から 136 番までを 11 番委員、報告をお願いいたします。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 133 番を報告します。転用目的は、建売住宅 1 棟、駐車場 4 台分となっております。申請地周辺の状況は、住宅街の中にある農地です。周囲の状況は、東側に宅地、南側に田、西側は田、北側は宅地となっております。申請地の管理状況は、水稻が作付されておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策は北側の既存の水路へ流し、生活排水対策としては公共下水道へ接続し、土砂流出対策としては土留め擁壁を設置するとのことで、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 134 番を報告します。転用目的は、宅地分譲 9 区画、位置指定道路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、周囲が全て宅地となります。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策は既存の水路へ流し、土砂流出対策としては土留め擁壁を設置するとのことで、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 135 番を報告します。転用目的は、宅地分譲 4 区画、位置指定道路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、住宅街の中にある農地であり、管理状況は草刈り管理されておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策は既存

の水路へ流し、土砂流出対策としては土留め擁壁を設置するとのことで、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 136 番を報告します。転用目的は、野立て太陽光パネルの設置となります。申請地周辺の状況は、東側に田、南側に田、西側に雑種地、北側に宅地と雑種地で、全体的に荒れており原野のような状態でした。申請地の管理状況も、雑草が繁茂していました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は、自然浸透で処理するとのことで周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 137 番から 139 番と番号 140 番を 2 番委員、報告をお願いいたします。

2 番（櫻井正幸委員）

2 番です。番号 137 番から 139 番までを報告します。転用の目的は、宅地分譲 3 区画、位置指定道路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、水田に囲まれており、東側が田、南側が田、西側が宅地、北側が田と宅地になっておりました。管理状況は、耕起されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は、西側にある既存の土側溝に流し、土砂流出対策は土留め擁壁を設置するとのことで、周辺への影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号 140 番を報告します。転用の目的は、宅地分譲 4 区画、位置指定道路等の設置となります。申請地の立地としては、宅地の中にあり、除草管理がきれいにされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は自然浸透で処理するとのことです。また、土砂流出対策は土留め擁壁を設置するとのことで、周辺への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 141 番、142 番を 11 番委員、報告をお願いいたします。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 141 番、142 番を報告します。転用目的は、宅地分譲 8 区画、そのほか位置指定道路等を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側に新

幹線の陸橋があり、西側に宅地や農地があります。周囲は、東側に畑、南側に田、西側に田、北側に宅地となります。申請地の管理状況は、雑草が繁茂していました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策は既存の側溝へ流し、生活排水対策は浄化槽を設置するとのことです。また、土砂流出対策は土留め擁壁で対処するとのことで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 143 番、144 番を 13 番委員、報告をお願いいたします。

13 番（高橋英理子委員）

13 番です。番号 143 番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 8 区画と区画道路の設置です。申請地周辺の状況は、新幹線の高架橋と道路に接した住宅に囲まれた場所でした。周囲は東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側も宅地です。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策が東側の土側溝へ流し、生活排水対策は公共下水道を利用するとのことで、問題ないものと見てまいりました。

次に、番号 144 番を報告します。転用目的は、営農型太陽光パネルを設置して、サカキを栽培するそうです。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれた場所にあり、東側が田、西側が畑、南側が宅地、北側が田という状況でした。申請地の管理状況は、きれいに除草管理されておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺の農地への影響について、雨水排水対策は自然浸透で処理するとのことで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 145 番、146 番を 2 番委員、報告をお願いいたします。

2 番（櫻井正幸委員）

2 番です。145 番を報告します。転用目的は、営農型太陽光パネルを設置して、サカキを栽培するそうです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、その他三

方が水田です。管理状況は、稲が作付されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続いて、番号146番を報告します。こちら、営農型太陽光パネルを設置して、サカキを栽培するそうです。申請地は高台にあり、周りは畑に囲まれておりました。周囲は全方向に畑があり、北側に少し宅地がありました。管理状況は、きれいに除草管理されていまして。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号147番、148番、149番を5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号147番を報告します。転用目的は、営農型太陽光パネルを設置するもので、サカキを栽培するということでした。申請地周辺の状況は、高低差のある宅地と農地に囲まれた農地です。西側が雑種地、南側が宅地と原野、北側が田、東側が田と宅地となっております。申請地の管理状況は、雑草が少し生えてはありましたが、きれいに管理されていまして。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理すること、また、高さの違う中間にある農地であり、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に、番号148番を報告します。こちら、転用目的は営農型太陽光パネルを設置するもので、サカキを栽培するそうです。こちら高台にある農地で、西側に田と宅地、ほか三方は畑でした。申請地の管理状況は、除草管理されて

いて良好でした。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は自然浸透で処理するとのことで、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に、番号149番を報告します。こちら、転用目的は営農型太陽光パネルを設置するもので、サカキを栽培するそうです。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地で、東側と南側に田、西側に宅地、北側に田と宅地がありました。申請地の管理状況は、雑草繁茂の状況でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は自然浸透で処理し、水田との境界線は道路を挟んでおりますので、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号150番、151番を13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号150番を報告いたします。転用目的は、市営住宅用地の造成となります。申請地周辺の状況は、四方を宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策が北側の水路に流し、生活排水対策が公共下水道へ接続するとのことです。また、土砂流出対策は盛土し、土留め擁壁をするそうなので影響はないと見てまいりました。

次に、番号151番を報告いたします。転用目的は、住宅1棟、駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた場所でした。周囲は東側が宅地、西側が宅地、南側が畑、北側が山林となっております。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者

の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可ができるものと見てまいりました。申請地周辺農地への影響については、南側の側溝に雨水が流れ込むようになっておりまして、生活排水対策は公共下水道へ接続し、土砂流出対策は盛土をして、法面に芝生を植えて養生するそうなので、問題ないと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 152 番，153 番を 5 番委員，報告をお願いいたします。

5 番（齋藤真理子委員）

5 番です。番号 152 番を報告します。転用目的は、住宅 1 棟，駐車場 3 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、道路より一段高いところにある宅地の中の農地でした。周囲は西側と南側が田，東側と北側が宅地です。申請地の管理状況は、花が植えられてきれいに管理されていました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺農地への影響についてですが、雨水排水対策は南側の既存の U 字溝へ排水し、生活排水対策は浄化槽を設置するということでした。また、土砂流出対策ですが、西側の農地との境に生け垣があるので、土砂流出の影響はないものと見てまいりました。

次に、番号 153 番を報告します。転用目的は、野立て太陽光パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた場所でした。周囲は南側と北側が田，西側と東側が宅地となっておりまして。申請地の管理状況は雑草繁茂の状況でした。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響についてですが、雨水排水対策は自然浸透で処理するため、影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 27 号番号 121 番から 153 番までの 33 案件と、関連する議

案第 25 号番号 162 番から 170 番までの 9 案件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。番号 125 番について、既に駐車場として使用していた形跡があるとの報告でしたが、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図 7 ページを見ていただきますと、申請地は住宅地に囲まれた畑であり、盛土して砂利を敷く以前は周辺の住宅地に比べて、低い位置にあったそうです。そのため、雨が降ると水が溜まることが度々あり、近隣の住民から不衛生であるとの苦情があり、管理しやすいように平成 20 年頃に盛土のうえで、砂利を敷いたとのことです。なお、位置図を見ていただきますと、近隣のコンビニエンスストアの北側でアパートを建築しておりまして、現在はそちらの施工業者の作業員用駐車場として、今年の 6 月から来月までの賃貸契約をしているとのことでした。賃料につきましては、4 か月の合計で 10 万円とのことでした。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいですか。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。そうなりますと、特に農作物は作付けしていない状態で、現在は駐車場として使用しているということによろしいですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

駐車場として利用し始めたのは、今年の 6 月からであり、それまでは更地として管理していたとのことです。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいですか。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14 番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。私の地元ですので、経緯を説明したいと思います。申請地については、仕事の関係で2, 3年前から車で通っていて、既に農地の状態ではないと認識していました。確かに水が溜まる地域であって、先月の豪雨でもかなり水が溜まっていたので、土盛りすること自体は致し方ないという思いもあります。しかし、砂利を敷いて駐車場として貸していることは、無断転用であると思うので、始末書または顛末書の提出が必要であると思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。8 番委員。

8 番（鈴木淳也委員）

8 番です。今回の場合は、顛末書というより始末書の提出が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

それでは6 番委員、まとめをお願いいたします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号 125 番に関しまして、調査委員より、既に砂利が敷かれて駐車場として利用されていたという報告を受けました。審議に入りまして、21 番委員よりどのような経緯かという質問がありまして、事務局より説明をいただき、21 番委員から現地の状況について、再度質問がありました。また、地元の 14 番委員より経過説明があり、何らかの処罰が必要ではないかというご意見もあり、8 番委員から始末書を提出していただいたほうがよろしいのではないかとご意見がございました。よって、今回の審議結果といたしましては、譲渡人より会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただきまして、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。ただいま6 番委員からまとめていただきました。

6番委員のまとめにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。番号121番について、確認したいと思います。譲渡人から譲受人への売買による権利移転だと思いますけれども、議案書に売買単価が記載されておきませんので、教えてもらえますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いいたします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

大変申し訳ございません，総額630万円で1平方メートル当たりの単価は31,343円となります。

議長（佐々木政直会長）

8番委員，よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。関連で貸し駐車場として利用するようですが，賃貸料も教えていただけますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いいたします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

賃貸料については確認しておりませんが，賃貸先について申請地の北東側に隣接する福祉系の施設の従業員用駐車場として賃貸するとのことでした。

議長（佐々木政直会長）

8番委員，よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 27 号番号 121 番から 153 番までの 33 件のうち、番号 125 番を除いた 32 件について、意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号 125 番 1 件については、譲渡人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。また、関連する議案第 25 号番号 162 番から 170 番までの 9 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 27 号番号 121 番から 153 番までの 33 件のうち、番号 125 番を除いた 32 件について、意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号 125 番 1 件については、譲渡人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。また、関連する議案第 25 号番号 162 番から 170 番までの 9 件について、許可と決定し、農地法第 5 条第 1 項の許可が県より交付されると同時に、許可証を交付するものといたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで 3 時まで暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 50 分から午後 3 時 00 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。議案第 28 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号 621 番から 628 番までの 8 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 28 号番号 621 番から 628 番までの 8 件について、質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 28 号番号 621 番から 628 番までの 8 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 28 号番号 621 番から 628 番までの 8 案件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 29 号大崎市空き家に付属した農地の指定について、番号 2 番 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは現地調査報告いたします。番号 2 番を 10 番委員、報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 2 番を報告します。申請地とその周辺の状況ですが、宅地と農地に囲まれた集落にある農地です。申請地の管理状況は、除草管理されました。居住者が営農することが適切と判断する理由ですが、何れの農地も北側にある居宅の進入路に隣接している農地です。また、その南側には東西に走る市道がありますが、農業機械などが出入りするには狭いところです。なお、市道の南側には隣接者が植栽した生垣があり、横断が難しいため、居住者以外が耕作するのは不適當であると判断しました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 29 号番号 2 番 1 案件について、質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 29 号番号 2 番 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 29 号番号 2 番 1 案件について承認いたします。これで、審議事項を終了いたします。ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。そのほか、事務局、委員から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔事務局から連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局からございませんか。事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

〔事務局から連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項については全て終了いたしました。大変長時間にわたり、慎重審議を賜りまして厚くお礼申し上げます。これで、議長の座を降りさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和 4 年度第 5 回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後 3 時 18 分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 熊 谷 安 正

委 員 小 関 芳 樹